

第 11 回総会議事録

(令和 3 年 5 月 26 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会第11回総会 議事録	
日 時	令和3年5月26日（金）14時00分～16時20分
開催場所	都筑区総合庁舎 6階会議室
出席者の状況	総農業委員数 19名 出席農業委員数 16名 欠席農業委員数 3名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第7号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第8号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第9号議案 特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について</p> <p>第10号議案 令和3年度生産緑地地区追加指定申出地区及び 土地区画整理事業による位置変更地区の農地等への該当について</p> <p>第11号議案 令和2年度活動目標の結果について</p> <p>第12号議案 令和3年度活動目標の策定について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農業委員会が発行した4月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第7号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第8号 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報について</p> <p>第9号 農地所有適格法人の事業の状況報告について</p> <p>第10号 令和2年度農業者年金加入推進の報告について</p>
審議結果	<p>第1号議案 3番 許可</p> <p>第2号議案 3番 許可相当 4番 許可相当</p>

第3号議案

3番 許可相当

第4号議案

2番 証明交付

第5号議案

1番 証明交付

2番 証明交付

3番 証明交付

第6号議案

1番 利用確認

2番 利用確認

3番 利用確認

4番 利用確認

第7号議案

2番 証明交付

3番 証明交付

4番 証明交付

第8号議案

5番 協力

6番 協力

7番 協力

第9号議案

1番 承認

第10号議案

1001番 該当認定

1012番 該当認定

1003番 該当認定

1004番 該当認定

1005番 該当認定

1006番 該当認定

1009番 該当認定

1011番 該当認定

1020番 該当認定

1006番 該当認定

1007番 該当認定

	<p>1008番 該当認定 1019番 該当認定 1012番 該当認定 1013番 該当認定 1014番 該当認定 1015番 該当認定 1016番 該当認定 1017番 該当認定 1018番 該当認定</p> <p>第11号議案 承認</p> <p>第12号議案 承認</p>
議事	
事務局	<p>(第7期第11回総会) 開会 14時00分 事務局より出席状況(出席委員16名、欠席委員3名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告。 横浜市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>ただ今から第11回総会を開催します。 本日の議事録署名人は、議席番号2番野路幸子委員、4番坂田清一委員にお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第1号議案 「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。 3番について事務局から説明してください。</p> <p>譲受人は農業拡大をしたく、また、譲渡人は経営縮小を希望していたため、今回の申請に至りました。 譲受人の耕作農地は借入農地を含め、この手続きで164aになり、旭区の下限面積30aを超えています。譲受人の耕作農地は全て良好に耕作されています。通作距離は8キロ、通作時間は車で25分です。所有農地は良好に耕作しているため周辺調和要件についても問題ないと考えます。</p> <p>以上、農地法第3条第二項の各号に該当しないため、許可相当として考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>3番について地区担当の小川名委員の意見はいかがですか。</p>

小川名委員	<p>当該地は過去に自己住宅として5条許可済の土地ですが、建築局への申請期限が過ぎてしまったという経緯があり転用行為はされず耕作に供されていた土地です。しかし近年、所有者が高齢のため、また、遠方に住んでいるため耕作されていないため地域で心配されており管理方法を検討していた場所です。</p> <p>譲受人は所有地をすべて耕作しているほか、造園業も兼業しており当該地の管理に問題は無いと考えます。</p>
議長	<p>3番について他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、3番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、3番は許可とします。</p> <p>続いて、第4号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。3番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請人について、持病のある方と会社員の方の共有名義であることから、農地の管理が困難な状況です。申請地の有効利用を考えていたところ、近隣の幼稚園から駐車場として借り入れたいとの申し入れがあったため申請するものです。</p> <p>借受法人は、都筑区東山田町で幼稚園を運営していますが、コロナウイルスの影響により車通勤を希望する職員が増加し、また今年度から新規に始めた習い事事業等に通う園児用の駐車場が足りていない状況です。今回申請地を借り受けることができれば、現在の状況を解消する分の駐車スペースが確保できるため転用申請を行うものです。</p> <p>立地基準は、第3種農地です。300m以内に東山田駅があります。</p> <p>被害防除について、出入口部分は勾配をつけ、出入り部分脇の法面は防草シートで保護します。場内は全面砂利敷きとし、雨水は自然浸透とします。周囲は全面ブロック2段積みとし、南側既存フェンスはそのまま活かします。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>他法令に関しまして、排水計画について、都筑土木事務所と調整済みです。</p> <p>以上、4条許可相当と考えますので、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>3番について地区担当の栗原智委員の意見はいかがですか。</p>
栗原智委員	<p>事務局の言う通り、問題はありません。</p>
議長	<p>3番について他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、3番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、3番は許可相当とし市に進達します。 続いて、4番について事務局から説明してください。
事務局	申請人は、車椅子生活の方と持病のある方の共有名義のため、耕作が困難な状況です。土地活用を考えていたところ、都筑区で板金塗装業を営む法人が車両置場として使用したいという話があがったため申請に至りました。 借受法人は、売り上げ増加により既存事業地が手狭であること、現在従業員用駐車場がコインパーキングを都度利用しており不便なことから、14台分の駐車スペースを確保したいとのことです。 立地基準は、第3種農地です。300m以内に東山田駅があります。 被害防除について、場内は砂利敷きとし、雨水は自然浸透とします。周囲は北側コンクリートブロック3段、南側コンクリートブロック6段、それぞれコンクリートブロックの上にフェンス1mを設置します。東側は自作地に接するため、コンクリートブロック1段のみ設置し土砂流出を防止します。 所有農地に違反転用はありません。 以上、4条許可相当と考えますので、御審議のほどよろしく願いいたします。
議長	4番について地区担当の栗原智委員の意見はいかがですか。
栗原智委員	隣地の承諾も得ており、問題ないと考えます。
議長	4番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、4番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
全議員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、4番は許可相当とし市に進達します。 続いて、第5号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。3番について事務局から説明してください。
事務局	譲受人は、旭区上白根町に本社のある土木設備業を営む法人で、横浜市内、相模原市内を中心に受注を行っております。近年業績が伸びている当会社は、資材置場を持っておらず現地へ直接搬入する等で対応していましたが、業務の増大に伴い資材置場を必要としていました。本申請地は、現在の事務所と近いうえ、保土ヶ谷バイパスや246号線と近いので取引先へもアクセス容易となるため選定されました。当該地は周

	<p>圃に民家もなく譲受人の要望に沿う土地はここしかありませんでした。</p> <p>立地基準は、500m以内に市街化区域があり、10ha以上の一団の農地の区域外のため第2種農地です。</p> <p>境界付近は高低差が大きいため、法面は利用せず法面との境に50センチの鋼板を設置します。敷地内は砂利敷きとして自然浸透させることで雨水の流出を防ぎます。道路との高低差については車両の入口部分にはなだらかに傾斜をつけて車両が出入りできるようにします。</p> <p>所有農地に違反はありません。</p> <p>当該地は宅地造成規制区域ですが、建築局に確認したところ申請・協議は不要との回答を得ております。また、隣接する水路への被害防除に関して旭土木事務所とも協議を行っております。</p> <p>以上、「計画・被害防除」も適切に行われることから、許可相当として進達したいと考えておりますので、御審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	3番について、地区担当の阿部委員の意見はいかがですか。
阿部委員	事務局の言う通り、問題ありません。
議長	3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、3番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、3番は許可相当とし市に進達します。 続いて、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」2番について事務局から説明してください。
事務局	2番について、立地基準は第3種農地です。山林として10年間使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。
議長	2番について、委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、2番については承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、2番につきまして証明交付とします。

	<p>続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>相続人は、植木を耕作しております。こちらの案件につきましては、農業用倉庫部分や電柱部分の46.98㎡を除外しております。</p> <p>現地調査の結果、農地は良好に管理、耕作されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>1番について、地区担当の金子委員が不在のため、代わりに鈴木委員から意見を伺います。</p>
鈴木委員	<p>事務局の言う通り、問題ないと聞いております。</p>
議長	<p>1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、1番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、1番は証明発行とします。</p> <p>続いて、2番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>相続人およびご家族は、露地野菜を栽培しております。</p> <p>こちらの案件につきましては、現地調査の結果、農地は良好に管理されていることを確認しております。今後も引き続き農業経営を営むとのことでした。</p> <p>以上から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えておりますので、御審議のよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>2番について、地区担当の吉野推進委員の意見はいかがですか。</p>
吉野委員	<p>ウメ、カキ等を良好に耕作されており、問題ありません。</p>
議長	<p>2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、2番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>

議長	賛成多数と認め、2番は証明発行とします。 続いて、3番について事務局から説明してください。
事務局	元々、相続人と被相続人の共有地であり一緒に水田を耕作してきたとのこと。持分2分の1を相続します。農地は良好に管理されていることを確認しております。今後も引き続き農業経営を営むとのこと。 以上から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えておりますので、ご審議をよろしくお願いたします。
議長	3番について、地区担当の野路委員の意見はいかがですか。
野路委員	元々お2人で水田を良好に管理されていましたが、近年は農協に作業を委託しながら管理されているようです。問題はありません。
議長	3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、3番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、3番は証明交付とします。 続いて、第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」1番について事務局から説明してください。
事務局	相続人は、果樹、水稻を栽培しております。 こちらの案件につきましては、現地調査の結果、農地は良好に管理されていることを確認しております。 以上から、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書」の交付につきまして、妥当であると考えておりますので、御審議のよろしくお願いたします。
議長	1番について、地区担当の大澤委員の意見はいかがですか。
大澤委員	小山町の水田は、農機具の故障により今年度は休耕するとのことですが、通年で隣接地に影響を与えないよう草刈り等管理ができています。その他の土地も含め管理できており問題ありません。
議長	1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、1番については適正に利用されているとすることに賛成の方は

	<p>挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、1番は適正に利用されていることを税務署に報告します。 続いて、2番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきましては、現地調査の結果、主に露地野菜畑、果樹畑として全ての農地が適正に管理されていることを確認しております。 以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくご願ひいたします。</p>
議長	<p>2番について、地区担当の大澤委員の意見はいかがですか。</p>
大澤委員	<p>申請地すべてが良好に管理されているため、問題ありません。</p>
議長	<p>2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、2番については適正に利用されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、2番は適正に利用されていることを税務署に報告します。 続いて、3番、4番について、同じ被相続人、土地の相続（持分1/2ずつ）ですので、一緒に説明いたします。事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきましては、現地調査の結果、対象の農地は良好に管理されていることを確認しております。 以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくご願ひいたします。</p>
議長	<p>3番、4番について、地区担当の小原委員の意見はいかがですか。</p>
小原委員	<p>果樹畑が中心ですが、中間期に露地野菜も栽培している方です。問題はありません。</p>
議長	<p>3番、4番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、3番、4番については適正に利用されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、3番、4番は適正に利用されていることを税務署に報告します。 続いて、第7号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」 2番について、事務局から説明してください。
事務局	令和2年12月10日に願出人の母が死亡しています。農業経営の規模縮小が必要にな ったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願出たも のです。 この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証 明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有 するもの」に合致しています。
議長	2番について、地区担当の齋藤春美委員の意見はいかがですか。
齋藤春美委員	事務局の言う通り、問題ありません。
議長	2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、2番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いし ます。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、2番は証明発行とします。 続いて、3番について事務局から説明してください。
事務局	証明対象者である願出人について、市に対して診断書が提出され、令和3年4月22 に市から故障認定の通知が発行されました。以上により今後の農業の継続が困難とな ったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願出たもの です。この件は所有者の故障のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事 者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権 を有するもの」に合致しています。
議長	3番について、地区担当の加藤委員が欠席のため、代わりに小山委員から意見を伺います。
小山委員	健康上の理由で耕作が難しいとのこと、問題ないとのこと。
議長	3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

	<p>無いようですので、3番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、3番は証明発行とします。 続いて、4番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>証明対象者である願出人について、市に対して診断書が提出され、令和3年4月9日に市から故障認定の通知が発行されました。以上により今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願出たものです。この件は所有者の故障のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。</p>
議長	<p>4番について、地区担当の永島委員の意見はいかがですか。</p>
永島委員	<p>状況を確認したところ、88歳までしっかり耕作されていたようですが、現在は息子さんが最低限の管理をしているとのこと。</p>
議長	<p>4番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、4番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、4番は証明発行とします。 続いて、第8号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」5番から7番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>5番から7番について主たる従事者証明発行済です。市長から農業者へあっせんの協力の依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は6月4日を期限として事務局までご連絡ください。</p>
議長	<p>5番から7番について、あっせんに協力します。 続いて、第9号議案「特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について」1番について、事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>申請地は、南側のみ住宅地および横浜市の道路に隣接、それ以外は農地に隣接しています。境界は明確で、南側自作地内の出入口を17m程度設ける予定です。隣接農地所有者には計画について説明済みであり、自作地に囲まれているため周辺への影響は軽微と思われます。貸付区画は1区画10m×10mの100㎡ 4区画を貸付予定です。水利設備については、各自調達する予定です。</p> <p>なお、自作地の南端から東に向かって横浜市の道路があり、徒歩での接道が確保されています。</p> <p>横浜市との貸付協定は、令和3年5月6日に結んでおります。</p> <p>以上の申請内容から、問題ないと考えますのでご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>1番について、地区担当の大矢委員が欠席ですが、事前に問題ない旨確認したと伺っております。</p> <p>1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、1番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、1番は承認とします。</p> <p>続いて、第10号議案「令和3年度生産緑地追加指定申出地区及び土地区画整理事業による位置変更地区の農地等への該当について」審議します。</p> <p>1001番及び1002番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>1001番及び1002番の指定基準は、既存生産緑地の一体化・整形化（81511の拡大）です。現地は露地野菜畑及びタケノコ畑として利用されています。</p>
議長	<p>1001番及び1002番について、地区担当の岡部委員の意見はいかがですか。</p>
岡部委員	<p>良好に耕作されており、問題ありません。</p>
議長	<p>1001番及び1002番について、他の委員の意見はありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、1001番及び1002番については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>挙手多数と認め、1001番及び1002番は農地等に該当すると認定します。</p> <p>続いて、1003番及び1004番について事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>1003番の指定基準は、緑地機能の補完（良好な景観形成）です。現地は果樹畑として利用されています。</p> <p>1004番の指定基準は、既存生産緑地の一体化・整形化（83210の拡大）です。現地は果樹畑として利用されています。</p>
議長	<p>1003番及び1004番について、地区担当の大矢委員が欠席ですが、事前に問題ない旨確認したと伺っています。</p> <p>1003番及び1004番について、他の委員の意見はありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、1003番及び1004番については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>挙手多数と認め、1003番及び1004番は農地等に該当すると認定します。</p> <p>続いて、1005番、1009番、1011番及び1020番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>1005番の指定基準は、第7回全市線引き見直しによる市街化区域編入です。現地は花き及び果樹畑として利用されています。</p> <p>1009番の指定基準は、緑地機能の補完（良好な景観形成）です。現地は果樹畑として利用されています。</p> <p>1011番の指定基準は、第7回全市線引き見直しによる市街化区域編入です。現地は露地野菜畑として利用されています。</p> <p>1020番の指定基準は、緑地機能の補完（良好な景観形成）です。現地は露地野菜畑として利用されています。</p>
議長	1005番、1009番、1011番及び1020番について、地区担当の栗原智委員の意見はいかがですか。
栗原智委員	4件とも良好に管理されており、問題ありません。
議長	<p>1005番、1009番、1011番及び1020番について、他の委員の意見はありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、1005番、1009番、1011番及び1020番については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	挙手多数と認め、1005番、1009番、1011番及び1020番は農地等に該当すると認定します。

	<p>続いて、1006番について審議しますが、関係者である大立委員はご退席ください。</p> <p>(大立委員退席)</p> <p>それでは、1006番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>1006番の指定基準は、既存生産緑地の一体化・整形化（00025の拡大）です。現地は既存の生産緑地と一体で、シイタケなどの野菜畑として利用されています。</p>
議長	<p>1006番について、担当の大塚委員の意見はいかがですか。</p>
大塚委員	<p>ハウス内でシイタケ等を栽培されているようでした。何ら問題ありません。</p>
議長	<p>1006番について、他の委員の意見はありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、1006番については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>挙手多数と認め、1006番は農地等に該当すると認定します。</p> <p>(大立委員着席)</p>
事務局	<p>続いて、1007番について事務局から説明してください。</p>
議長	<p>1007番の指定基準は、既存生産緑地の一体化・整形化（50145の拡大）です。現地は果樹及び露地野菜畑として利用されています。</p>
議長	<p>1007番について、地区担当の内田委員の意見はいかがですか。</p>
内田委員	<p>事務局の説明のとおりで、問題ありません。</p>
議長	<p>1007番について、他の委員の意見はありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、1007番については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>

議長	<p>挙手多数と認め、1007番は農地等に該当すると認定します。</p> <p>続いて、1008番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>1008番の指定基準は、既存生産緑地の一体化・整形化（81403の拡大）です。現地は露地野菜畑として利用されています。</p>
議長	<p>1008番について、地区担当の小原委員の意見はいかがですか。</p>
小原委員	<p>事務局の説明のとおりで、問題ありません。</p>
議長	<p>1008番について、他の委員の意見はありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、1008番については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>挙手多数と認め、1008番は農地等に該当すると認定します。</p> <p>続いて、1019番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>1019番の指定基準は、緑地機能の補完（良好な景観形成）です。現地は露地野菜として利用されています。</p>
議長	<p>1019番について、地区担当の新川委員の意見はいかがですか。</p>
新川委員	<p>管理だけにとどまらず、生産も精力的にやられている方です。荒れているのを見たことがないくらい綺麗にやられている方であり、問題ありません。</p>
議長	<p>1019番について、他の委員の意見はありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、1019番については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>挙手多数と認め、1019番は農地等に該当すると認定します。</p> <p>続いて、1012番から1018番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>1012番から1018番は、川向町南耕地地区土地区画整理事業の区域内の案件になりますので、まとめて概要を説明します。</p>

	<p>1014番から1018番までの案件は、すでに指定済みの生産緑地が区画整理事業実施に伴い、仮換地され、生産緑地の位置区域等を変更するものです。通常、区画整理事業で減歩し農地面積は減少しますが、今回、減歩した分は新たに別の筆を指定申出して補完するため、1014番から1016番及び1018番については現況の区域から変更はありません。なお、1017番は、道路整備に伴い、位置区域の変更があります。いずれも指定基準は、既存生産緑地の一体化・整形化です。</p> <p>1012番と1013番については、区画整理事業の進捗に支障がないということで新たに生産緑地に指定するもので、指定基準は緑地機能の補完（良好な景観形成）です。現地は露地野菜畑を中心に利用されています。</p>
議長	1012番から1018番について、地区担当の齋藤公委員の意見はいかがですか。
齋藤公委員	事務局の説明のとおりで、問題ありません。
議長	1012番から1018番について、他の委員の意見はありますか。
森田委員	仮換地の箇所は減歩するとの説明があったが、面積が減らされてしまうということか。
事務局	所有者から減歩しても指定区域が減らないよう希望があったため、減歩による変更とともに別の土地から面積を補完する追加指定も同時に行います。そのため、元の面積とほぼ変わりません。
議長	他の委員の意見が無いようですので、1012番から1018番については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	挙手多数と認め、1012番から1018番は農地等に該当すると認定します。 続いて、第11号議案「令和2年度活動目標の結果について」事務局から説明してください。また、本案件は推進員の皆様も一緒にご審議ください
事務局	(議案書に沿って説明)
議長	第11号議案について、意見、質問等がありますか。
坂田委員	どこまで公表されるのでしょうか。
事務局	全国農業会議所と横浜市のホームページに掲載する予定です。

坂田委員	神奈川県や農協等と連携するとは具体的にどのようなことを想定しているのですか。
事務局	横浜市の事業紹介や農業委員会からの連絡等を随時行うとともに、関連団体が集まる会議や機関誌等を通じて情報共有を行っていきます。
議長	他の委員の意見、質問等がありますか 無いようですので、第11号議案については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第11号議案については承認とします。 続いて、第12号議案「令和3年度活動目標の策定について」事務局から説明してください。
事務局	(議案書に沿って説明)
委員	第12号議案について、意見、質問等がありますか。
議長	無いようですので、第12号議案については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第12号議案については承認とします。 以上で第11回総会審議事項の審議を終了します。 続いて、報告事項第1号から第10号について、野路委員をお願いします。
野路委員	報告事項第1号から第10号について、事務局から説明をしてください。
事務局	報告事項第1号から第10号まで一括で報告。
野路委員	1号から10号について意見、質問等がありますか。
議長	10号議案について、皆さんにご協力いただきありがとうございました。今年度は、昨年比増の数字が目標とされているため、委員の皆さん1人1人の声掛けをお願いします。
栗原茂委員	8号議案について、賃借料情報は水田の水利設備等の賦課金も含めた金額なのでし ょうか

事務局	利用権による契約は相対で金額設定を行うため、賃貸人が引き続き払うケース、賃借人が賦課金も含めて賃料を支払うケースどちらもあり、すべて含めた数字となっています。
栗原茂委員 ・森田委員	農委だよりに金額を掲載するのであれば、別途、賦課金等がかかる場合があることを明記すべきと考えます。
事務局	対応可能かどうか校正状況を確認します。間に合わなければ来年度版で対応します。北部農政事務所案内チラシは早急に修正し、窓口案内も留意します。
野路委員	他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので第11号について、事務局から説明をしてください。
事務局	報告事項第11号について報告
野路委員	11号について質問等がありますか。 無いようですので、報告事項第11号を了承とします。 これもちまして第11回総会を終了します。 (16時20分閉会)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和3年5月26日開催 第11回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田 昇	会長	出席	議長
2	野路 幸子	会長職務代理者	出席	議事録署名人
3	金子 利一		欠席	
4	坂田 清一		出席	議事録署名人
5	加藤 保		欠席	
6	栗原 智		出席	
7	守谷 弘	連合会監事	出席	
8	大立 尚登	連合会理事	出席	
9	阿部 敏		出席	
10	大澤 博		出席	
11	岡部 弘		出席	
12	河原 俊一	連合会理事	出席	
13	大塚 喜彦		出席	
14	関戸 裕一		出席	
15	平本 武夫		欠席	
16	小池 誠一郎		出席	
17	小川名 重典	連合会理事	出席	
18	白井 秀幸		出席	
19	小島 重信		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	荻野 清		出席	
2	北見 喜重		出席	
3	栗原 茂		出席	
4	小山 正博	連合会理事	出席	
5	齋藤 公		出席	
6	鈴木 輝雄	連合会理事	出席	
7	永島 善範		出席	
8	根本 栄治		欠席	
9	吉野 幸弘		出席	
10	飯田 清		出席	
11	内田 英一		出席	
12	大矢 勝		欠席	
13	小原 甲史		出席	
14	齋藤 春美		出席	
15	佐藤 孝春		出席	
16	新川 和生		出席	
17	森田 喜八郎		出席	
18	吉濱 勝	連合会理事	出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし